

議案第 41 号

箱根町指定金融機関の指定について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 168 条第 2 項の規定に基づき、箱根町指定金融機関を次のとおり指定する。

平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで

さがみ信用金庫

平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで

スルガ銀行株式会社

平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで

株式会社横浜銀行

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

現在の指定金融機関である、株式会社横浜銀行の指定期間が、平成 28 年 6 月 30 日をもって終了するため、平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの向こう 3 箇年の指定金融機関を指定し、公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせたいので、本案を提出するものである。